

各児童公園遊具修繕工事 仕様書

1. 業務概要

業務名	各児童公園遊具修繕工事
修繕箇所	葛城市内(公園 7箇所)
履行期間	契約締結日から令和8年12月25日まで

2. 業務目的及び経緯

前年度の各児童公園安全点検保守点検においてABCD判定により、著しく劣化等が大きいCD判定の遊具を中心に修繕することにより、利用者が安全かつ安心して利用できるよう事故の発生を未然に防止することを目的とします。

3. 修繕方法

(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S;2014」に準拠しハザード除去及び劣化箇所の修繕を行うこと。

※材料は、設計書に準ずる同等品以上の物を使用すること。

また、遊具の取り替えに関しては、必ず材料承認の申請をしなければならない。

4. 修繕後の判定

主任技術者は遊具施設ごとに修繕前と修繕後のハザードレベル総括判定及び劣化箇所総括判定を行うこと。

5. 提出書類

①業務着手前

業務に先立ち、次のものを提出すること。

- ・業務着手届
- ・工程表
- ・主任技術者届(認定書等の写し及び受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの)等
- ・材料承認願い

②業務完了後

業務完了後、次のものを提出すること。

- ・業務完了届
- ・引渡書

- ・修繕前、各工程、修繕後の写真帳(遊具施設ごと)
- ・ハザードレベル総括判定一覧表

6.その他

- 本業務に際して質疑が生じた場合は、発注者と協議の上で決定するものとする。
- 本仕様書に定めがない事項については、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(第2版)」や(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S;2014」を準用すること。